

さいたま市は4月1日から

▶さいたま市は、平成13年5月1日の3市合併以来、政令指定都市移行に向けた準備を進めてきましたが、いよいよ4月1日から政令指定都市としてスタートします。

政令指定都市になります

▶政令指定都市になると、行政区を設置し、市民サービスの拠点となる区役所を開設するほか、県から事務が移譲されることにより、市民サービスの充実や事務のスピードアップが図られます。

▶そこで、このパンフレットでは、
政令指定都市移行後の、9つの行政区の紹介、
区役所で取り扱う主な業務、政令指定都市移行に伴い
変更となる点、市役所の組織などについてお知らせします。

1

まちづくりの
主体となる
「行政区」が
誕生します

.....1

2

市民生活に
かかわる業務は
区役所で
行います

.....6

3

都市計画や建築に
関する許可・確認・
届け出などの担当
窓口が変わります

.....13

4

区役所の開設に
伴って支所、出張所、
連絡所、市民の窓口が
変わります

.....16

5

受付窓口が
県から市に
変わります

.....17

6

政令指定都市
移行後の
市役所の組織

.....19

7

政令指定都市
移行に関する
Q&A

.....25

8

住所の表示が
変わります

.....27

*市役所・区役所のファクス番号は、
変更・調整のため、掲載していません。



さいたま市